

表-1 立会延期の決定までの主な動き

日時	境界立会に向けての動き	新型コロナウイルス感染症の動向
6月上旬	地元説明会の実施	
7月下旬	境界立会の日程決定 →8/28、29	
8月上旬		大阪府他3県に新たに緊急事態宣言の発令
	立会依頼の発送	
8月17日		三重県にまん延防止等重点措置の適用の決定(～9/12)
8月18日	8月の境界立会の延期を決定 →地元区長へ説明	
8月19日	立会延期の文書を発送	
8月25日		三重県に緊急事態宣言の発令を決定(～9/12)

(1) 境界立会の実施状況

本論文は、境界立会の延期があったA堰堤下流での、新型コロナウイルス感染防止対策について、紹介するものであるが、まずは、A堰堤下流とB堰堤それぞれの境界立会の実施結果を報告する。

A堰堤下流の立会は、8月に1度延期を決定した後、10月に再度約45名に立会依頼を発送し、約15名が参加し、2日間の日程で実施した。

B堰堤の立会は、11月に約25名に立会依頼を発送し、約20名が参加し、2日間の日程で実施した。

後述する事前そして当日の感染防止対策を行い、境界立会を実施した。なお、事後においても立会参加者約35名に新型コロナウイルスの感染の報告はなかった。

(2) 新型コロナウイルス感染症防止対策の事前準備

a) 境界立会の延期決定

6月の地元説明会の後、7月下旬に境界立会の日程が地元区長との協議のうえ、8月28、29日の2日間に実施する予定となった。当初の日程で実施するため8月上旬には、今回の境界立会の対象者となる各権利者へ立会依頼を発送した。

一方、新型コロナウイルスの新規感染者は、全国的に7月中旬より増加の傾向が見られ、8月上旬には、大阪府を含め神奈川県、埼玉県、千葉県に緊急事態宣言が発令される状況にあった。

三重県においても、新規感染者は、8月11日に初めて100人を超えた後、同月17日には過去最多の208人となった。そうした中、三重県の要請により同月20日から「まん延防止等重点措置」の適用を政府が決定した。さらに、同月27日より三重県に「緊急事態宣言」が発令された。

三重県に「まん延防止等重点措置」の適用が決定した翌18日には、事務所として8月28、29日、2日間の日程で実施を予定していたA堰堤下流の境界立会の延期を決定した。同日中に、地元区長へ境界立会の延期の決定を報告し、翌19日には、8月上旬に立会依頼を発送した対象者に対して、8月28、29日の境界立会の延期と今後の新型コロナウイルスの状況を考慮し立会時期を決定して、再度立会依頼を行うことを内容とした文書を発送した。

(表-1参照)

b) 境界立会実施へ向けての準備

境界立会の延期の決定を受けて、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底したうえで境界立会の実施に向けて検討を進めることとなった。

境界立会の実施時期についても、三重県に緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用がなされていない時期を境界立会の日程とする必要があった。

その一方で、緊急事態宣言等の解除直後に新型コロナ

ウイルスの感染再拡大となる場面をこれまでに経験しているため、緊急事態宣言等が解除となればすぐに境界立会の実施に向けて始動できるように入念な準備を行う必要があった。

そこで、新型コロナウイルス感染防止対策を十分に配慮した境界立会当日の段取りを検討し、すぐにでも立会依頼を発送できる準備を行った。それら準備を万全に行ったうえで、緊急事態宣言等の解除が決定されれば、地元区長と境界立会の日程調整を行い、日程の決定次第すぐに立会依頼の発送を行うスケジュールを想定した。

ここで、新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した境界立会の段取りについては、同じ時間に立会に参加する人数を最小限にとどめるように工夫を行った。具体的には、一度に多くの人が集まらないようにするために、立会依頼をする時点で、集合時間を小分けにずらし、同じ時間に参加する人数を5名程度に収まるようにした。

立会の延期以前には、2時間ごと集合時間を分けていた(1日目10時、13時、2日目10時、13時、15時でそれぞれ10人程度を想定)ものを、2度目の立会依頼の際には、1時間ごと(1日目10時、11時、13時、14時、2日

表-2 立会実施までの主な動き

日時	境界立会に向けての動き	新型コロナウイルス感染症の動向
9月9日		三重県の緊急事態宣言の延長が決定（～9/30）
9月下旬	感染防止対策に配慮した境界立会の実施方針について決定	
9月28日		三重県の緊急事態宣言の解除が決定
9月29日	地元区長へ立会日程の調整と実施方針の説明	
9月30日	立会の日程決定 →10/30、31	
10月上旬	立会依頼の発送	
10月30、31日	境界立会の実施	

目11時、13時、14時、15時)の集合時間とした。また、複数の時間で立会の必要のある権利者については、続けて次の時間で立会してもらえるように工夫して立会ルートを作成した。

こうした方法にて、境界立会の実施方針を決定し、9月下旬には、新型コロナウイルス感染防止対策に配慮した境界立会の段取りと立会依頼の発送の準備が整うこととなった。

新型コロナウイルスの感染状況については、9月28日に政府は、三重県に発令されていた緊急事態宣言を含め、全国27都道府県に発令されていた緊急事態宣言とまん延防止等重点措置の解除を発表した。全国的にも感染状況が改善していた。

9月29日には、地元区長に対して、時間を小分けにし同時に集まる人数を少人数にした立会方法の説明と立会日程の調整を行い、立会方法に理解をいただき了解を得た。翌30日には、10月30、31日の2日間の日程で、境界立会を実施することが決定した。

これに基づき、10月上旬には、再度立会依頼の発送を

行った。（表-2参照）

(3) 境界立会当日の新型コロナウイルス感染症対策

境界立会当日の新型コロナウイルス感染症対策としては、基本的な感染防止対策の徹底を目標とし、境界立会を実施した。立会の意向確認の結果、同じ時間に立会に参加する人数は、最大でも5人であった。また、30日は10時に3人、11時に5人、13時に4人、14時に3名、31日は11時に1人、13時に3人、14時に4名、15時に4名と2日間で約15人が立会に参加いただいた。

a) 立会関係者の体調管理

国と測量業者の立会関係者については、当日の朝に検温を実施し、発熱(37.5°以上を目安とした)もしくは体調がすぐれない場合には、立会に参加しないものとした。

b) 受付時の検温と消毒

立会参加者には、受付時に検温と手指消毒を実施した。

c) マスクの着用

国と測量業者、立会参加者のマスク着用を徹底した。なお、立会参加者がマスクを忘れた場合を想定し、予備のマスクの準備を行った。

d) 集合時の距離の確保

受付が終了し、立会の説明を行う際は、人と人との距離を確保し、密にならないように行った。

e) 立会時の距離の確保

立会を行うに際しても、人と人との距離を確保し、密にならないように行った。（図-2立会風景参照）

f) 測量業者の対応

測量業者において、立会中に距離の確保するため声かけを行うなどの感染防止対策とそれにより工程の遅れが出た場合の対応のために、通常より1～2名増員して、その対応にあたる人物を確保した。



図-2立会風景

4. 今回の境界立会の総括

三重県にまん延防止等重点措置の適用されて8月に定していた境界立会を延期することとなった。同措置の適用決定が立会予定日の約10日前であったため、地元区長の協力もあり、素早い延期の決定と延期の通知ができたと考える。

立会のルートの作成は、8月の1度目の立会意向を参考にしながら、同時間への参加人数が最小限になるよう検討をした。また、小分けにした立会時間で、連続して立会ができるように工夫するなどし、当日の立会が滞らないよう測量業者とともにルート作成の修正を繰り返し、完成させていった。立会当日に、スムーズに立会を行えたのも、ルート作成時点で繰り返し確認・修正を行った結果であると考えられる。

立会当日については、検温・手指消毒等の基本的な感染防止対策を徹底して行った。また、当日の立会工程が遅れた場合を想定して、測量業者や国の職員を数名増員して、次の集合時間の参加者の対応を行う要員を確保した。こうした対応により、受付に2名常設し、立会本部隊3名、予備部隊2名、立会場所までの案内部隊2名の班編制を行い、工程が遅れた際にも、参加者に対して対応できるような班編制を行ったため、実際の立会現場でもこうした班編制をもとに立会参加者に適切に対応できたと考えられる。

5. 関係者からの意見

(1) 地元からの意見

三重県名張市当該地区の砂防施設整備については、土砂災害特別警戒区域に指定されていることもあり、地元関係者からも砂防施設の早期の整備が望まれている。

このような条件下で、立会の延期を決定した際には、延期することで工程が遅れることへの不安や屋外で10名程度集まるのであれば、感染リスクも低いのではないかといった不満の声も聞かれた。

一方で事務所として、国の一機関として新型コロナウイルス感染症の動向を考慮し慎重な判断を必要としたことを説明し、ご理解をお願いした。

また、感染防止対策として行った、時間を小分けにし一度に集まる人数を最小限にするなどの工夫について、説明した際には、その対策について理解していただき、また新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと考えられているといった言葉も聞かれた。

(2) 測量業者からの意見

感染防止対策を考慮した立会方法の検討については、国と協力して時間を小分けにし、少人数で行うという方針を決定できたため、スムーズに実施に向けた準備に取りかかれたという意見があった。

また、今回の立会については、境界争いがほぼなくスムーズに境界確認ができたが、境界争いにより立会スケジュールが遅れた際の対処方法については、もう少し検討が必要であったと思うという意見もあった。

6. 最後に

これまで紹介してきたように新型コロナウイルス感染防止対策を徹底するなかでも、境界立会の方法を工夫するなどし、感染防止対策と境界立会を両立し、境界立会を滞りなく行えた。

なお、境界の確認にあたっては、境界立会後の図面作成、関係者からの押印が必要となる。又、立会当日に様々な理由で境界立会にご参加いただけなかった方からも境界確認をいただく必要がある。2022年4月下旬には、当該地区の境界確認のための押印会を行うにあたり、新型コロナウイルス感染防止対策として、基本的な感染防止対策である検温・手指消毒に加え、押印の説明に際しても、最少人数で説明するなど感染防止対策に努めた。また、2日間という長時間確保することにより3密を防ぎ押印会を進めることが出来た。

今後も、様々な場面において感染防止対策を徹底するとともに、例えば現地確認をオンラインで確認することが出来るような環境整備を行うなど、更なる検討を進め、新型コロナ対策のみならず様々な社会情勢の変化に柔軟に対応できる手法の検討を進めていけることを期待したい。

謝辞：地元と測量業者の協力により、適切な感染防止対策を行ったうえでの、境界立会を実施することができました。関係各所の皆様方へ感謝の意を表します。

参考文献

- 1) 三重県「まん延防止等重点措置～県民の皆様への命と健康を守るために～」(令和3年8月17日)